



今月のリスク業種

「初期費用0円・無償設置」で個人と長期契約する全業種

無償設置・機器無料・途中解約なら残額精算・料金に上乗せ回収

危険度

高

3秒チェック

1つでも当てはまる社長は、この事例を読んでください

- ☐ 設備や機器を「無償」で提供し、解約時に残額を払ってもらう契約にしている
- ☐ 解約時の支払を「精算金」と呼べば違約金にならないと考えている
- ☐ その費用が毎月の料金のどこで回収されているか、契約書で説明できない

3つすべてが揃う会社は、本件と同じ構造で精算条項が全部無効になり得ます

CASE OF THE MONTH

社長、その「途中解約なら残額精算」
最高裁は「違約金」として全部無効にしました

名目ではなく中身で判断。17万円余の精算請求は0円に（最高裁 令和7年12月23日判決）

事件のあらまし

LPガス会社が分譲戸建てにガス配管を無償で設置し、購入者と供給契約を結んだ。契約書には「10年以内に解約したら設置費用を経過期間に応じて支払う」との条項。途中解約した購入者への請求を高裁は「費用の精算」として認めたが、最高裁は違約金にあたり全部無効として退けた。

出典: 最高裁第三小法廷 令和7年12月23日判決 (令和6年(受)第204号・民集79巻8号2869頁／ジュリスト1627号107頁)

裁判所が見たもの

裁判所が見たのは、「精算という名目」ではなく「解約を縛る機能」でした

- ✕ 名目は「精算」でも中身は違約金
短期解約を防いで契約を長く続けさせ、先行投資の損失を埋める機能がある以上、消費者契約法9条1号の違約金条項にあたるとした。
- ✕ 費用と料金の関係が不明確
10年経っても料金を下げる定めがなく、設置費用と料金の関係が不明確。配管の対価の支払とはみられなかった。
- ✕ 「平均的な損害」はゼロ
料金は自由に決められ、費用は契約者全体から回収できる仕組み。解約されても平均的な損害はないとして、条項全部を無効とした。

経営者がハマる「3つの落とし穴」

- 01 「精算金」と書けば、違約金ではなくなると思い込む
裁判所は呼び名ではなく、解約を思いとどまらせる機能を見る。「残存費用」と言い換えても、違約金として規制される。
- 02 「業界の慣行だから大丈夫」が、最大の油断になる
無償配管は長年の業界慣行で、下級審の判断も約20年割れていた。最高裁は同じ日に8件の判決を出し、決着をつけた。
- 03 「料金で回収している」が、自分の首を絞める
費用を料金に上乗せして全体から回収できるなら、解約されても損害はないとされる。回収がうまく回っているほど、精算金は取れない。

今月の先手の一手 解約トラブルが起きる前に、まずこの3つを点検

「無償」「0円」で顧客を獲得している会社は、解約時の条項がそのまま裁かれます

STEP 01

解約時にお金を受け取る条項をリスト化する

STEP 02

無償提供した設備・機器の費用の回収経路を洗い出す

STEP 03

費用と料金の内訳を契約書で示す仕組み化を行う



顧問弁護士が事前に点検するポイント

- ・ 解約金・精算金条項の違約金該当性の洗い出し
- ・ 「平均的な損害」を説明できる根拠資料の整備
- ・ 設備費用と料金の内訳を示す料金体系の見直し
- ・ 解約申出・請求トラブル時の初動対応フローの整備

LEGAL EIGHT通信
無料メール登録

30分・無料・オンライン可

30分の法務健診で
御社の解約条項を点検します

中澤 剛 弁護士 淡青税務法律事務所

「精算金だから大丈夫」——うちも当てはまるかと思った社長へ。お気軽にご相談ください。

▶ lightbluelawoffice.com/kenshin.html